

エリアサポート体制 エリア連携協議会設置要領

第1 趣旨

この要領は、エリアサポート体制実施要綱第3条2の規定に基づき、エリア連携協議会の設置等に関し、実施に必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

宮崎県教育委員会は、実施要綱の第3条に基づいて「エリア連携協議会」を設置し、エリアサポート体制による特別支援教育推進の在り方について課題を整理するとともに改善策について意見を聴取する。

第3 組織

エリア連携協議会は、エリアごとに別表に掲げる委員で編制する。連携協議会に会長を置く。

- 2 会長は、エリア拠点校を設置する市町村の教育長とする。
- 3 会長は、エリア連携協議会を代表し、会務を主宰する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員が職務を代理する。

第4 委員の任期

エリア連携協議会の委員の任期は、1年間とする。ただし、委員の再任を妨げない。

第5 会議

エリア連携協議会は、各エリアにおいて委員よりエリアサポート体制の効果的な運用を図る上で会議が必要との指摘があった場合、当該エリアの会長と宮崎県教育委員会特別支援教育課長が内容及び日時等について調整し、開催する。

- 2 エリア連携協議会は、宮崎県教育委員会教育長が招集し、会長が議事を運営する。

第6 庶務

エリア連携協議会の開催に係る庶務は、宮崎県教育庁特別支援教育課において処理する。

別表（委員関係）

（ 順不同 ）

No	分野	所属	役割
1	教育	市町村教育委員会	教育長
2		県教育庁教育事務所	所長
3		県教育庁特別支援教育課	課長
4	保健	県保健所	所長
5		県精神保健福祉センター（宮崎東諸県エリアのみ）	所長
6	福祉	児童相談所	所長
7		発達障害者支援センター	センター長
8	労働	ハローワーク（公共職業安定所）	所長
9		宮崎障がい者職業センター（宮崎東諸県エリアのみ）	所長